十　金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第三号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　金利リスクの算定手法の概要
十一　貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
十二　自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明
4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない。
一　信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項
イ　次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳
(1)　地域別
(2)　業種別
(3)　残存期間別
ロ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項、第三項又は第四項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
(1)　地域別
(2)　業種別
ハ　延滞期間別のエクスポージャーの期末残高
ニ　経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額
二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額
イ　標準的手法を採用した場合　複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額
ロ　内部格付手法を採用した場合　信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーの額
三　イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合にあっては、次に掲げる事項
イ　次に掲げる額の合計額
(1)　オン・バランス資産の額（貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関して貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）
(2)　デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算
(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー
(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
(vi)　その他リテール向けエクスポージャー
(3)　証券化エクスポージャー
ロ　内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
(1)　マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
(i)　簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
(ii)　内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
(2)　ＰＤ／ＬＧＤ方式が適用される株式等エクスポージャー
ハ　信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条及び第四条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
ニ　マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち商工組合中央金庫が使用する次に掲げる方式ごとの額
(1)　標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）
(2)　内部モデル方式
ホ　オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち商工組合中央金庫が使用する次に掲げる手法ごとの額
(1)　基礎的手法
(2)　粗利益配分手法
(3)　先進的計測手法
ヘ　単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第一項第七号において同じ。）
二　信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
イ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
ロ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
(1)　地域別
(2)　業種別又は取引相手の別
(3)　残存期間別
ハ　三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
(1)　地域別
(2)　業種別又は取引相手の別
ニ　一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っ